

令和7年度 第6回山梨地方最低賃金審議会

と き：令和8年3月11日

ところ：山梨労働局1F大会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

- (1) 令和8年度最低賃金改正等の推進について
- (2) 特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明状況について
- (3) 山梨県労働組合総連合からの要請について
- (4) その他

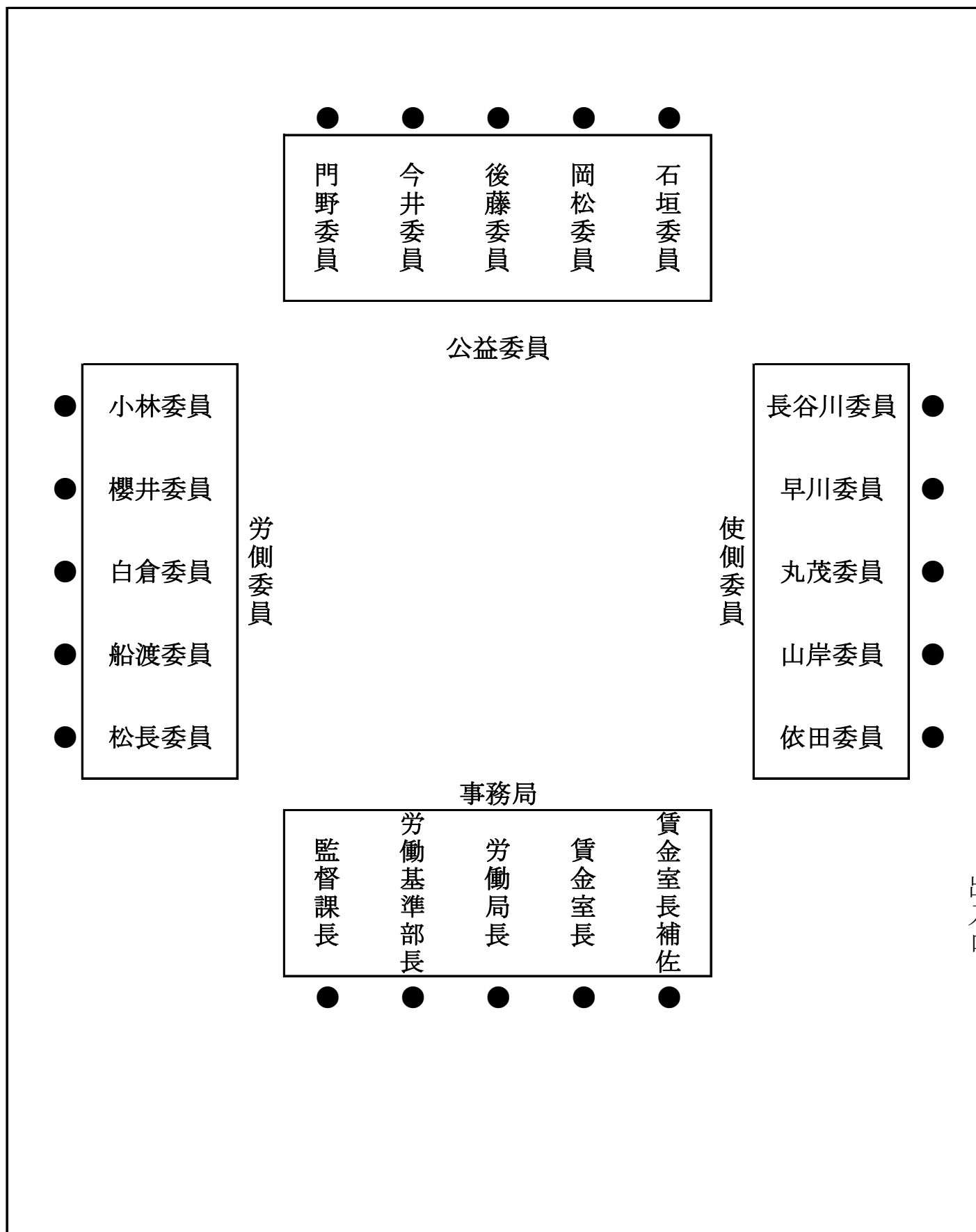
3 閉 会

第6回山梨地方最低賃金審議会 配席表

日時: 令和8年3月11日(水)

午前11時00分～

場所: 山梨労働局1F大会議室



山梨地方最低賃金審議会
審 議 資 料

(第1回運営小委員会・第6回本審議会)

令和8年3月11日

令和7年度 第1回運営小委員会・第6回本審議会 (R8.3.11)

配付資料目次

1	令和8年度最低賃金改正等の推進について (案)	1
2	山梨県電機機械器具等製造業等における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明 (2026年2月26日付け) 写し	5
3	「山梨県自動車・同附属品製造業」における特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明 (2026年2月26日付け) 写し	7
4	山梨県地域別及び特定 (産業別) 最低賃金額等の推移	9
5	令和7年度 山梨地方最低賃金審議会・専門部会等関係開催状況	11
6	令和7年度 地域別最低賃金の改定状況	13
7	令和7年度 電機機械器具等製造業最低賃金の改定状況	15
8	令和7年度 輸送用機械器具等製造業最低賃金改定状況	17
9	最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める要請 (2026年3月4日付け) 写し	19

令和8年度 最低賃金改正等の推進について（案）

令和8年3月11日
山梨地方最低賃金審議会

当審議会は、最低賃金改正等の円滑な推進を図るため、審議会の審議運営等について次のとおり定める。

第1 審議会の審議運営等について

1 山梨地方最低賃金審議会の下に次の機関を置く。なお、特定の問題について、別途委員会を設ける場合は、審議会において協議した上で設けることとする。

- (1) 専門部会
- (2) 特定最低賃金検討委員会
- (3) 運営小委員会

2 各機関の役割等は、次のとおりとする。

(1) 山梨地方最低賃金審議会（以下「本審」という。）

ア 本審は、諮問の受理、答申、議決を行う。また、建議を行うことができる。

イ 運営等に係る事項については、関係法令及び山梨地方最低賃金審議会運営規程の定めるところによる。

(2) 専門部会

ア 専門部会は、地域別最低賃金及び各特定最低賃金の改正等に際してそれぞれ設置し、本審からの付議事項の調査審議を行う。

イ 委員数は、関係労働者を代表する委員（以下「労働者委員」という。）、関係使用者を代表する委員（以下「使用者委員」という。）及び公益を代表する委員（以下「公益委員」という。）の各側3名とする。

なお、特定最低賃金専門部会における労働者委員及び使用者委員のうち各1名以上は本審委員を、また、各2名以上は当該決定を行う産業に関する代表をもって充てる。

ウ 専門部会での審議回数は、3回程度で結審するよう努力するが、必要に応じて予備日を設けることができる。

なお、各回の審議内容はおおむね次のとおりとし、平日に審議を行う。

第1回－辞令交付、部会長・同代理選出、審議日程の検討及び賃金状況等の把握

第2回－改正等に関する賃金状況等の審議

第3回－改正額に関する審議

予備日－改正額に関する審議

エ 特定最低賃金の改正に当たっては、最低賃金審議会令第6条第5項における「専門部会の決議をもって本審の決議とする」旨の規定の適用ができることとするが、この適用は、専門部会における決議が全会一致の場合に限ることとする。

オ 特定最低賃金については、昭和61年2月の中央最低賃金審議会（以下「中

賃審」という。) 答申の「新産業別最低賃金の運営方針」に沿って審議を行う。

また、その運営は平成10年12月の中賃審産業別最低賃金に関する全員協議会報告及び平成14年12月の中賃審産業別最低賃金制度全員協議会報告により行うこととするが、必要がある場合には運営小委員会等において運営面の改善について検討を行う。

カ その他運営等に係る事項については、関係法令及び専門部会運営規程の定めるところによる。

(3) 特定最低賃金検討委員会（以下「特定最賃検討委員会」という。）

ア 特定最賃検討委員会は、特定最低賃金の新設、改正又は廃止に係る申出が見込まれる場合に設け、申出内容について検討し、必要性に係る審議を行う。

イ 委員は、本審委員の公益委員、労働者委員及び使用者委員から各2名を選出し、会長が指名する。

なお、労働者委員及び使用者委員は、原則として当該検討を行う産業に係る委員をもって充てる。

ウ 運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程に準ずる。

(4) 運営小委員会

ア 運営小委員会は、本審及び専門部会等の効率的な運営を図るために設け、日程及び審議事項の検討・調整等運営全般にわたり協議する。

イ 委員及び運営等に係る事項については、運営小委員会運営規程の定めるところによる。

3 審議で使用する資料は、原則として次のとおりとする。

- (1) 最低賃金に関する基礎調査による賃金の実態（本年6月分）
- (2) 勤労者世帯の生計費、生活保護に係る施策との整合性（生活保護費と山梨県最低賃金の1か月換算額との比較）に関する資料及び消費者物価指数の推移
- (3) 毎月勤労統計調査及び賃金構造基本統計調査による賃金の実態
- (4) 新規学卒者の初任給の状況
- (5) 春季賃金引上げ要求と妥結状況
- (6) その他必要な資料

第2 最低賃金改正の審議時期等について

1 山梨県最低賃金の改正諮問については、賃金の改定状況がある程度確認できる時期に受ける。

また、金額の改正審議については、中賃審の目安額が提示される時期に原則として前年度の実績を踏まえて行う。

2 特定最低賃金の改正決定の必要性の諮問及び金額改正等の諮問を受ける時期、また、審議運営は原則として前年度の実績を踏まえて行う。

3 本審議会の審議時期と山梨地方労働審議会における最低工賃の審議時期を考慮し、効率的な審議運営を図る。

4 上記の他、法令・規程等に定めがなく、かつ、審議に必要な事項については運営小委員会で協議し、決定する。

第3 議事録及び審議資料の公開について

本審議会の議事録及び会議の資料については、「山梨地方最低賃金審議会運営規程」に基づき、会議の一部又は全部を非公開としたものを除き、山梨労働局のホームページにおいて公開する。

なお、非公開としたものについても、議事要旨を山梨労働局のホームページにおいて公開するものとする。

2026年2月26日

山梨労働局
局長 岩崎 充 様

電機連合山梨地方協議会

議長 三輪 茂樹

山梨県電気機械器具等製造業等における
特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2025年度における特定（産業別）最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき深く感謝申し上げます。

さて、2026年度につきましても、下記のとおり山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行いたく、その意向を表明するものであります。

記

1. 申し出者 電機連合山梨地方協議会 議長 三輪 茂樹
2. 件名 山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金
3. 申し出の理由 (1) 適正な法定最低賃金を決定することによる未組織
労働者を含む産業全体の賃金・労働条件の改善
(2) 公正競争の確保による産業の健全な発展
(3) 県内における主要産業の一つとしての社会的な
責任の遂行
4. 申し出の時期 2026年7月末日まで



以上

2026年2月26日

山梨労働局
局長 岩崎 充 様

基幹労連山梨県センター
委員長 佐藤 泰則
(公印省略)
自動車総連山梨地方協議会
議長 河村 陸
(公印省略)
電機連合山梨地方協議会
議長 三輪 茂樹
(公印省略)
JAM甲信山梨県連絡会
会長 櫻井 澄人
(公印省略)

「山梨県自動車・同附属品製造業」における
特定最低賃金の改正についての申し出に関する意向表明

2025年における特定最低賃金の改正については、格別のご配慮をいただき、誠にありがとうございました。

さて、2026年につきましても、下記のとおり山梨県自動車・同附属品製造業における特定最低賃金の改正についての申し出を行ないたく、その意向を表明するものであります。

記

- | | | |
|-----------|---|--|
| 1. 申し出者 | 基幹労連山梨県センター
自動車総連山梨地方協議会
電機連合山梨地方協議会
JAM甲信山梨県連絡会 | 委員長 佐藤 泰則
議長 河村 陸
議長 三輪 茂樹
会長 櫻井 澄人 |
| 2. 件名 | 山梨県自動車・同附属品製造業最低賃金 | |
| 3. 申し出の理由 | 適正な法定最低賃金を設定することによる未組織労働者を含む産業全体の賃金、労働条件の改善 | |
| 4. 申し出の時期 | 2026年7末日まで | |



以上

山梨県地域別及び特定(産業別)最低賃金額等の推移

山梨労働局

	産業	項目	年度																								
			平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	
1	山梨県最低賃金 (新設:昭和47年)	時間額	金額(円)	647	647	648	651	655	665	676	677	689	690	695	706	721	737	759	784	810	837	838	866	898	938	988	1,052
		引上額(円)	0	0	1	3	4	10	11	1	12	1	5	11	15	16	22	25	26	27	1	28	32	40	50	63	
		引上率(%)	0.00	0.00	0.15	0.46	0.61	1.53	1.65	0.15	1.77	0.15	0.72	1.58	2.12	2.22	2.99	3.29	3.32	3.33	0.12	3.34	3.70	4.45	5.33	6.48	
2	電子部品・デバイス・ 電子回路、電気機械 器具、情報通信機械 器具製造業 (新設:昭和63年)	時間額	金額(円)	752	753	754	757	761	770	779	782	789	793	798	806	819	834	851	869	890	913	914	934	959	997	1,047	1,100
		引上額(円)	1	1	1	3	4	9	9	3	7	4	5	8	13	15	17	18	21	23	1	20	25	38	50	53	
		引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.40	0.53	1.18	1.17	0.39	0.90	0.51	0.63	1.00	1.61	1.83	2.04	2.12	2.42	2.58	0.11	2.19	2.68	3.96	5.02	5.06	
3	自動車・同附属品 製造業 (新設:平成元年)	時間額	金額(円)	758	759	760	764	768	778	788	791	798	801	806	815	828	843	857	875	896	918	919	938	961	971	1,029	1,089
		引上額(円)	1	1	1	4	4	10	10	3	7	3	5	9	13	15	14	18	21	22	1	19	23	10	58	60	
		引上率(%)	0.13	0.13	0.13	0.53	0.52	1.30	1.29	0.38	0.88	0.38	0.62	1.12	1.60	1.81	1.66	2.10	2.40	2.46	0.11	2.07	2.45	1.04	5.97	5.83	

※ 2の産業については、平成19年までは「電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス製造業」であったが、産業分類の変更により平成20年度から「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」に変更となった。

令和7年度 山梨地方最低賃金審議会・専門部会等関係開催状況

会議名称等		第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回
山梨地方最低賃金審議会	<p>【諮問】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地賃：7/14 ・必要性：8/5 ・電機：9/16 ・自動車：9/16 <p>【答申】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地賃：8/27 ・必要性：9/16 ・電機：12/10 ・自動車：11/7 	<p>7月14日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県最低賃金の改正決定の諮問 ○山梨県最低賃金専門部会の設置 ○最低賃金審議会の公開・非公開について ○労使からの意見聴取について ○今後の審議日程について ○特定最低賃金検討委員会の委員の選出 	<p>8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審議日程について ○令和7年度目安について（伝達） ○賃金実態調査結果について ○労使からの意見聴取結果について ○特定最低賃金（電機、自動車）改正決定の必要性有無の諮問 ○今後の審議日程について 	<p>8月27日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県最低賃金の改正決定の答申 	<p>9月16日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審議会の意見（県最賃答申）に関する異議申出について（諮問・答申） ○特定最低賃金（電機、自動車）改正決定の必要性有無の答申 ○特定最低賃金（電機、自動車）改正決定の諮問 ○特定最低賃金（電機、自動車）専門部会の設置 ○特定最低賃金専門部会専決の決議 	<p>12月10日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定最低賃金（電機、自動車）専門部会審議経過の報告 ○特定最低賃金（電機）改正決定の答申 	<p>【3月11日開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度最低賃金改正等の推進について ○特定最低賃金改正申出に係る意向表明状況について
山梨県最低賃金専門部会		<p>7月29日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○審議日程について ○最低賃金等の状況等について（資料説明） ○労使からの意見聴取結果について ○今後の審議の進め方について 	<p>8月5日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山梨県内の経済、最低賃金を取り巻く状況について（資料説明） ○各側の基本的見解 	<p>8月21日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正審議 	<p>8月25日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正審議（結審） 		
特定最低賃金検討委員会		<p>8月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定最低賃金（電機、自動車）改正の必要性の審議 					
特定最低賃金	<p>電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会</p>	<p>10月29日（合同専門部会）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部会長、部会長代理選出 ○特定最低賃金改正の審議日程について ○特定最低賃金の状況等について（資料説明） ○各側の基本的見解 	<p>11月6日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正審議 	<p>11月19日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正審議（結審） ※多数決 			
特定最低賃金	<p>自動車・同附属品製造業最低賃金専門部会</p>		<p>11月7日</p> <ul style="list-style-type: none"> ○改正審議（結審） ※全会一致 ○特定最低賃金（自動車）の改正決定の答申 				
運営小委員会		<p>【3月11日開催】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和8年度最低賃金改正等の推進について 					

令和7年度 地域別最低賃金の改正状況

ランク	都道府県	前年度 最低賃金額	最低賃金額	発効日	引上げ額	格差 (東京=100)	引上げ率
A	東京	1,163	1,226	R7.10.3	63	100.0	5.42%
A	神奈川	1,162	1,225	R7.10.4	63	99.9	5.42%
A	大阪	1,114	1,177	R071016	63	96.0	5.66%
A	愛知	1,077	1,140	R7.10.18	63	93.0	5.85%
A	千葉	1,076	1,140	R7.10.3	64	93.0	5.95%
A	埼玉	1,078	1,141	R7.11.1	63	93.1	5.84%
B	兵庫	1,052	1,116	R7.10.4	64	91.0	6.08%
B	京都	1,058	1,122	R7.11.21	64	91.5	6.05%
B	茨城	1,005	1,074	R7.10.12	69	87.6	6.87%
B	静岡	1,034	1,097	R7.11.1	63	89.5	6.09%
B	富山	998	1,062	R7.10.12	64	86.6	6.41%
B	広島	1,020	1,085	R7.11.1	65	88.5	6.37%
B	滋賀	1,017	1,080	R7.10.5	63	88.1	6.19%
B	栃木	1,004	1,068	R7.10.1	64	87.1	6.37%
B	群馬	985	1,063	R8.3.1	78	86.7	7.92%
B	宮城	973	1,038	R7.10.4	65	84.7	6.68%
B	山梨	988	1,052	R7.12.1	64	85.8	6.48%
B	三重	1,023	1,087	R7.11.21	64	88.7	6.26%
B	石川	984	1,054	R7.10.8	70	86.0	7.11%
B	福岡	992	1,057	R7.11.16	65	86.2	6.55%
B	香川	970	1,036	R7.10.18	66	84.5	6.80%
B	岡山	982	1,047	R7.12.1	65	85.4	6.62%
B	福井	984	1,053	R7.10.8	69	85.9	7.01%
B	奈良	986	1,051	R7.11.16	65	85.7	6.59%
B	山口	979	1,043	R7.10.16	64	85.1	6.54%
B	長野	998	1,061	R7.10.3	63	86.5	6.31%
B	北海道	1,010	1,075	R7.10.4	65	87.7	6.44%
B	岐阜	1,001	1,065	R7.10.18	64	86.9	6.39%
B	徳島	980	1,046	R8.1.1	66	85.3	6.73%
B	福島	955	1,033	R8.1.1	78	84.3	8.17%
B	新潟	985	1,050	R7.10.2	65	85.6	6.60%
B	和歌山	980	1,045	R7.11.1	65	85.2	6.63%
B	愛媛	956	1,033	R7.12.1	77	84.3	8.05%
B	島根	962	1,033	R7.11.17	71	84.3	7.38%
C	大分	954	1,035	R8.1.1	81	84.4	8.49%
C	熊本	952	1,034	R8.1.1	82	84.3	8.61%
C	山形	955	1,032	R7.12.23	77	84.2	8.06%
C	佐賀	956	1,030	R7.11.21	74	84.0	7.74%
C	長崎	953	1,031	R7.12.1	78	84.1	8.18%
C	岩手	952	1,031	R7.12.1	79	84.1	8.30%
C	高知	952	1,023	R7.12.1	71	83.4	7.46%
C	鳥取	957	1,030	R7.10.4	73	84.0	7.63%
C	秋田	951	1,031	R8.3.31	80	84.1	8.41%
C	鹿児島	953	1,026	R7.11.1	73	83.7	7.66%
C	宮崎	952	1,023	R7.11.16	71	83.4	7.46%
C	青森	953	1,029	R7.11.21	76	83.9	7.97%
C	沖縄	952	1,023	R7.12.1	71	83.4	7.46%
全国加重平均			1,121	-	-	-	-

令和7年度 電機機械器具製造業最低賃金の改正状況

ランク	都道府県	地域別最低賃金(R07)				電機機械器具製造業最低賃金(R07)						
		時間額 (円)	格差 (東京 =100)	引上額 (円) B	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格差 (大阪 =100)	引上額 (円) A	引上率 (%)	効力 発生日	05-06 の引上 げ額
A	東京	1,226	100.0	63	5.42							
A	神奈川	1,225	99.9	63	5.42							
A	大阪	1,177	96.0	63	5.66	1,127	1,197	100.0	70	6.2	R7.12.4	+59
A	愛知	1,140	93.0	63	5.85	なし	必要性なし					
A	千葉	1,140	93.0	64	5.95	1,105	1,169	97.7	64	5.8	R7.12.25	+50
A	埼玉	1,141	93.1	63	5.84	1,105	1,168	97.6	63	5.7	R7.12.1	+50
B	兵庫	1,116	91.0	64	6.08	1,053	1,117	93.3	64	6.1	R7.12.1	+51
B	京都	1,122	91.5	64	6.05	1,074	1,136	94.9	62	5.8	R8.1.24	+49
B	茨城	1,074	87.6	69	6.87	1,052	1,115	93.2	63	6.0	R8.3.19	+50
B	静岡	1,097	89.5	63	6.09	1,042	必要性なし					+45
B	富山	1,062	86.6	64	6.41	1,002	必要性なし					+51
B	広島	1,085	88.5	65	6.37	1,045	1,110	92.7	65	6.2	R7.12.31	+50
B	滋賀	1,080	88.1	63	6.19	1,050	1,105	92.3	55	5.2	R7.12.28	+47
B	栃木	1,068	87.1	64	6.37	1,056	1,105	92.3	49	4.6	R7.12.31	+48
B	群馬	1,063	86.7	78	7.92	1,056	1,120	93.6	64	6.1	R8.1.1	+50
B	宮城	1,038	84.7	65	6.68	1,012	1,077	90.0	65	6.4	R7.12.15	+53
B	山梨	1,052	85.8	64	6.48	1,047	1,100	91.9	53	5.1	R8.2.15	+50
B	三重	1,087	88.7	64	6.26	1,031	必要性なし					+44
B	石川	1,054	86.0	70	7.11	1,008	1,064	88.9	56	5.6	R7.12.31	+45
B	福岡	1,057	86.2	65	6.55	1,071	1,137	95.0	66	6.2	R7.12.10	+52
B	香川	1,036	84.5	66	6.80	1,030	1,090	91.1	60	5.8	R7.12.28	+48
B	岡山	1,047	85.4	65	6.62	1,025	1,090	91.1	65	6.3	R8.1.4	+51
B	福井	1,053	85.9	69	7.01	なし	必要性なし					
B	奈良	1,051	85.7	65	6.59	なし	必要性なし					
B	山口	1,043	85.1	64	6.54	1,032	必要性なし					+46
B	長野	1,061	86.5	63	6.31	1,032	1,095	91.5	63	6.1	R8.1.1	+49
B	北海道	1,075	87.7	65	6.44	1,049	1,116	93.2	67	6.4	R7.12.1	+52
B	岐阜	1,065	86.9	64	6.39	なし	必要性なし					
B	徳島	1,046	85.3	66	6.73	1,038	1,105	92.3	67	6.5	R8.1.1	+55
B	福島	1,033	84.3	78	8.17	なし	必要性なし					
B	新潟	1,050	85.6	65	6.60	なし	必要性なし					
B	和歌山	1,045	85.2	65	6.63	-						-
B	愛媛	1,033	84.3	77	8.05	1,038	1,107	92.5	69	6.7	R7.12.25	+51
B	島根	1,033	84.3	71	7.38	987	1,058	88.4	71	7.2	R7.12.14	+58
C	大分	1,035	84.4	81	8.49	996	1,066	89.1	70	7.0	R7.12.25	+55
C	熊本	1,034	84.3	82	8.61	996	1,063	88.8	67	6.7	R8.1.1	+56
C	山形	1,032	84.2	77	8.06	996	1,055	88.1	59	5.9	R7.12.23	+51
C	佐賀	1,030	84.0	74	7.74	996	必要性なし					+53
C	長崎	1,031	84.1	78	8.18	なし	必要性なし					
C	岩手	1,031	84.1	79	8.30	975	1,039	86.8	64	6.6	R8.1.15	+58
C	高知	1,023	83.4	71	7.46	なし	必要性なし					
C	鳥取	1,030	84.0	73	7.63	963	必要性なし					
C	秋田	1,031	84.1	80	8.41	958	1,032	86.2	74	7.7	R8.3.31	+28
C	鹿児島	1,026	83.7	73	7.66	なし	必要性なし					
C	宮崎	1,023	83.4	71	7.46	なし	必要性なし					
C	青森	1,029	83.9	76	7.97	968	1,045	87.3	77	8.0	R7.12.21	+41
C	沖縄	1,023	83.4	71	7.46	-	-					-

令和7年度 輸送用機械器具製造業最低賃金の改正状況

ランク	自動車	都道府県	地域別最低賃金(R07)				輸送用機械器具製造業最低賃金(R07)						
			時間額 (円)	格 差 (東京 =100)	引上額 (円) (B)	引上率 (%)	現行額 (円)	改正額 (円)	格 差 (大阪 =100)	引上額 (円) (A)	引上率 (%)	効力 発生日	05-06 の引上 げ額
A		東京	1,226	100.0	63	5.42	-	-	-	-	-		-
A		神奈川	1,225	99.9	63	5.42	-	-	-	-	-		-
A	自	大阪	1,177	96.0	63	5.66	1,119	1,194	100.0	75	6.7	R7.12.1	+51
A		愛知	1,140	93.0	63	5.85	1,081	1,146	96.0	65	6.0	R7.12.16	+53
A		千葉	1,140	93.0	64	5.95	-	-	-	-	-		-
A		埼玉	1,141	93.1	63	5.84	1,102	1,165	97.6	63	5.7	R7.12.1	+47
B		兵庫	1,116	91.0	64	6.08	1,126	1,188	99.5	62	5.5	R7.12.1	+51
B		京都	1,122	91.5	64	6.05	1,076	必要性なし					+48
B		茨城	1,074	87.6	69	6.87	-	-	-	-	-		-
B		静岡	1,097	89.5	63	6.09	1,073	1,133	94.9	60	5.6	R7.12.21	+45
B		富山	1,062	86.6	64	6.41	1,035	必要性なし					+40
B	自	広島	1,085	88.5	65	6.37	1,048	1,105	92.5	57	5.4	R7.12.31	+50
B		滋賀	1,080	88.1	63	6.19	1,062	1,115	93.4	53	5.0	2025/12/2/	+46
B	自	栃木	1,068	87.1	64	6.37	1,064	1,114	93.3	50	4.7	R7.12.31	+48
B		群馬	1,063	86.7	78	7.92	1,056	1,120	93.8	64	6.1	R8.1.1	+50
B		宮城	1,038	84.7	65	6.68	-	-	-	-	-		-
B	自	山梨	1,052	85.8	64	6.48	1,029	1,089	91.2	60	5.8	R8.3.1	+58
B		三重	1,087	88.7	64	6.26	1,047	1,111	93.0	64	6.1	R7.12.21	+25
B		石川	1,054	86.0	70	7.11	1,040	1,090	91.3	50	4.8	R7.12.31	+40
B		福岡	1,057	86.2	65	6.55	1,081	1,147	96.1	66	6.1	R7.12.10	+52
B		香川	1,036	84.5	66	6.80	1,093	1,159	97.1	66	6.0	R7.12.28	+52
B	自	岡山	1,047	85.4	65	6.62	1,039	1,083	90.7	44	4.2	R8.1.21	+48
B		福井	1,053	85.9	69	7.01	-	-	-	-	-		-
B		奈良	1,051	85.7	65	6.59	-	-	-	-	-		-
B		山口	1,043	85.1	64	6.54	1,088	1,141	95.6	53	4.9	R7.12.15	+52
B		長野	1,061	86.5	63	6.31	1,043	1,105	92.5	62	5.9	R7.12.28	+49
B		北海道	1,075	87.7	65	6.44	1,040	1,105	92.5	65	6.3	R7.12.1	+50
B	自	岐阜	1,065	86.9	64	6.39	1,057	1,117	93.6	60	5.7	R7.12.21	+52
B		徳島	1,046	85.3	66	6.73	-	-	-	-	-		-
B		福島	1,033	84.3	78	8.17	1,005	必要性なし					+51
B		新潟	1,050	85.6	65	6.60	-	-	-	-	-		-
B		和歌山	1,045	85.2	65	6.63	-	-	-	-	-		-
B		愛媛	1,033	84.3	77	8.05	1,070	1,136	95.1	66	6.2	R7.12.25	+55
B	自	島根	1,033	84.3	71	7.38	1,028	1,094	91.6	66	6.4	R7.12.28	+58
C		大分	1,035	84.4	81	8.49	997	1,055	88.4	58	5.8	R7.12.25	+54
C		熊本	1,034	84.3	82	8.61	1,019	1,074	89.9	55	5.4	R8.1.1	+54
C	自	山形	1,032	84.2	77	8.06	1,012	1,070	89.6	58	5.7	R7.12.23	+51
C		佐賀	1,030	84.0	74	7.74	-	-	-	-	-		-
C		長崎	1,031	84.1	78	8.18	なし	必要性なし					
C		岩手	1,031	84.1	79	8.30	-	-	-	-	-		-
C		高知	1,023	83.4	71	7.46	-	-	-	-	-		-
C		鳥取	1,030	84.0	73	7.63	-	-	-	-	-		-
C	自	秋田	1,031	84.1	80	8.41	1,020	1,060	88.8	40	3.9	R8.3.31	+59
C		鹿児島	1,026	83.7	73	7.66	-	-	-	-	-		-
C		宮崎	1,023	83.4	71	7.46	-	-	-	-	-		-
C		青森	1,029	83.9	76	7.97	-	-	-	-	-		-
C		沖縄	1,023	83.4	71	7.46	-	-	-	-	-		-

2026年3月 4日

山梨労働局
局長 岩崎 充 様
山梨地方最低賃金審議会
会長 後藤 光利 様

山梨県労働組合総連合会
議長 上 間 様
甲府市德行4-3

最低賃金法の改正と中小企業支援の拡充を求める要請

貴職におかれましては、最低賃金の引き上げで、県内労働者の暮らし改善のために日々ご尽力いただていることに感謝を申し上げるとともに敬意を表します。

食品など生活必需品の値上がりが続き、山梨県民の生活を圧迫しています。特に、最低賃金近傍で働くパートや派遣、契約など非正規雇用やフリーランスなど弱い立場の労働者の生活破綻が深刻です。また、価格転嫁ができずに苦しむ中小企業・小規模事業所の経営にも打撃を与えています。物価高騰から労働者のくらしを守り、日本経済の回復をすすめるためには、25春闘でつくられた賃金引き上げの動きを加速させ、GDPの6割を占める国民の消費購買力を高め、経済の好循環をつくる必要があります。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが必要です。日本の最低賃金制度の問題は、①最低賃金が低すぎて生活できない、②全国一律制でないため、最低賃金の高い都府県に労働者が流出する、③中小企業支援が不十分、の3つです。

2025年の改定によって、最低賃金の加重平均は1,121円（前年比+66円、+6.3%）となりましたが、生活改善が実感できる引き上げとはなっていません。石破前政権が掲げた政府目標「2020年代に1,500円」の水準（年+7.3%）にも、オーストラリア2456円、イギリス2471円など確実な引き上げを続ける世界水準にはまったく届かないものです。

日本の最低賃金は、地域別であることが海外と比べても上がらない原因になっています。現行法では、最低賃金決定の3要素「その地域の労働者の生計費と賃金、事業の支払能力」を考慮し、最低賃金額を決めています。地域別である限り、最低賃金額が低い地域では、その現状の「支払能力」や経済状況冷え込んだ指標をもとに最低賃金額が決められ、低いままとなります。また、最低賃金額の高い地域は低い地域を考慮し決められています。このように地域別制度は、最低賃金額が低い地域は常に低いままとなり、引き上げを妨げる構造的な欠陥があります。人口の一極集中や若者の都市部への流失を止めることもできません。最低賃金額が低い地域は、労働者の賃金が低くなり、年金、生活保護費、公務員賃金など、あらゆる生活と経済格差につながっています。最低賃金額が低い地域の経済の疲弊を生み、日本経済をゆがめている原因になっています。

また、25年改定では、発効日の大幅な先送りが急増したため、額面では地域間格差は212円から203円に9円縮小しますが、半年間はむしろ275円に拡大するという新たな地域間格差を生んでいます。これも地域別最低賃金であることからくる問題です。労働者の賃金は、経済の最も基本的なベースです。このベースを発効日も含め一律にしなければ、どんな経済対策を講じても日本経済を再生することはできません。世界の最低賃金制度は、全国一律制度が主流であり、地域別最低賃金の国は、カナダ、中国、インドネシア、日本の四か国（全体の3%、2013年）のみです。米国は州ごとにも最低賃金が決められていますが、連邦最賃は全国一律最低賃金制です。私たちの最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な最低生計費に、地域による大きな格差は認められません。政府として、最低賃金法を改正し、直ちに全国一律に是正すべきと考えます。

全国一律制にするとともに最低賃金を引き上げるためには、国による、相応の財政捻出する決断

も含め、抜本的な中小企業・小規模事業所支援の強化が必要です。多くの地方最賃審議会答申・付帯決議に示された、社会保険料の減免や新たな支援金制度の創設、中小企業が労務費を販売価格に転嫁できるようにする取引の適正化、環境整備をさらに強力にすすめることが求められています。労働者・国民の生活を底上げし、購買力を上げることで、地域の中小企業・小規模事業所の営業も改善させる地域循環型経済の確立が可能になります。

誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、最低賃金の抜本的な引き上げと全国一律制にしていくことを強く要望します。2026年の最低賃金改定にあたり以下の項目につきまして、貴職のご尽力及び上部機関への働きかけをお願いします。

1. 最低賃金法を全国一律制度に改正するよう、上部機関に働きかけること。
2. 労働者の生活を支えるため、山梨県の最低賃金を「ただちに1500円以上」に引き上げること。
3. 最賃改定の施行日は10月1日とすること。
4. 最低賃金の引き上げができ、経営が継続できるように、中小・零細企業への支援策を抜本的に拡充・強化するよう上部機関に働きかけること。
5. 審議会の労働者側委員に、県内各労働団体からバランスよく選出すること。
6. 山梨地方最低賃金審議会において、要望のある組織から意見陳述の機会を認めること。

以上